

智頭警察署速度取締り指針

(令和8年1月)

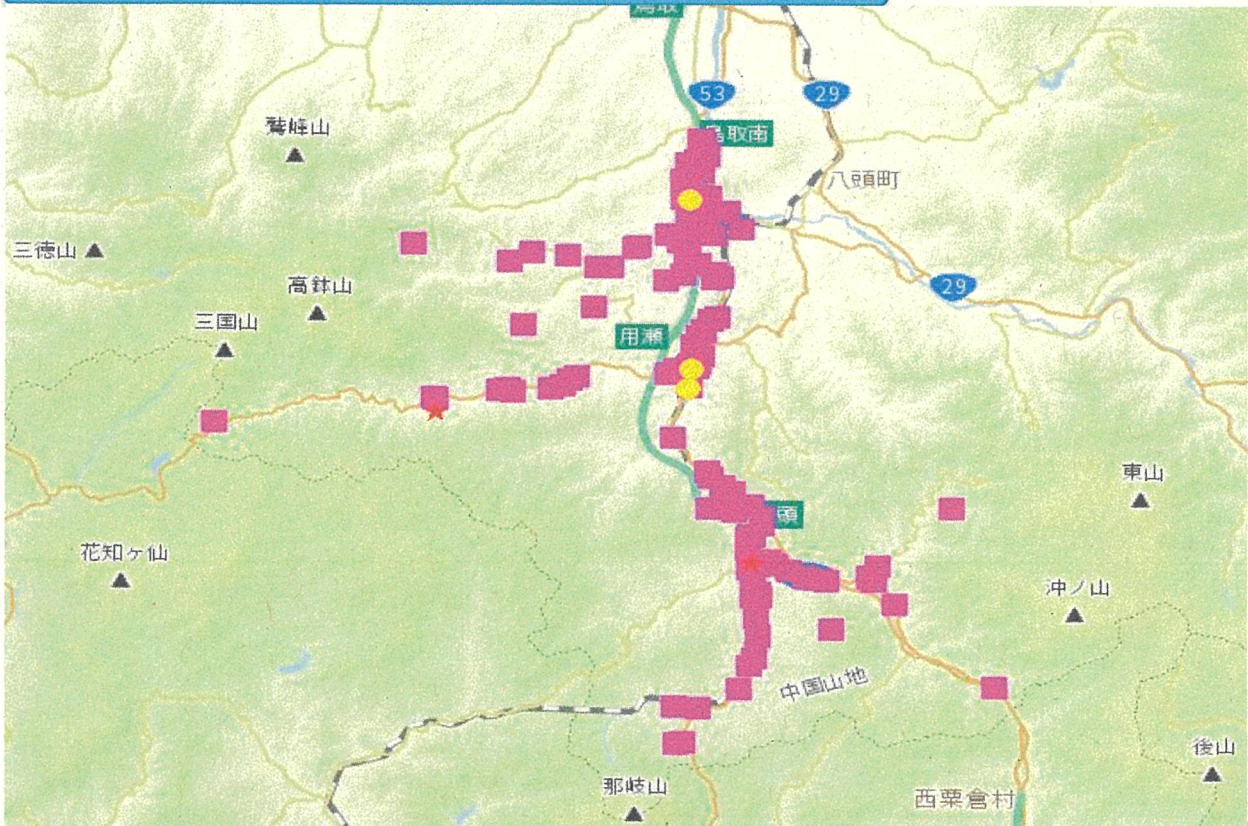
速度取締りの重点

交通事故発生状況の分析を踏まえ、下記のとおり重点的に速度取締りを行います。

重点路線	重点時間帯	重点地域	規制速度
国道53号	7:00~18:00	智頭町・用瀬町・河原町内	50 km/h

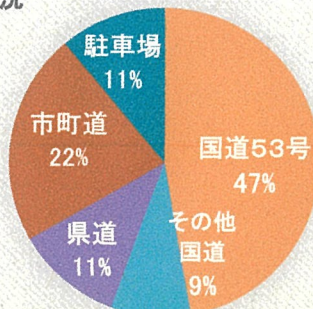
※ これ以外の路線においても、交通状況に応じて速度取締りを行います。

令和7年6月から令和7年11月末までの管内交通事故発生状況

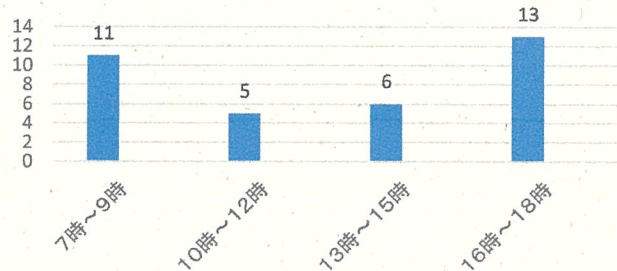


過去6年（令和3年から令和7年11月末）の管内人身事故発生状況 ～36件～

路線別発生状況



時間帯別発生状況



- 約5割が国道53号で発生
- 国道53号は速度超過による重大事故の発生が懸念
- 大部分は7時台から18時台の間に発生
- 過去5年の死亡事故は、3件3名

その他の交通指導取締り

交通事故の発生を未然に防止するため、重大事故に直結する

飲酒運転・無免許運転・信号無視・一時不停止・歩行者等妨害・携帯電話使用・シートベルト等の指導取締りについても、管内全域で行います。

この他、通学路や生活道路対策として、可搬式速度違反自動取締装置を使用した取締りも行っています。